

国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令等の一部を改正する等の省令 新旧対照条文

○国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令（平成十六年総務省令第六十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（業務方法書の記載事項）</p> <p>第一条の三 機構の行う業務（機構法第十四条第二項第一号に掲げる業務及び同項第四号に掲げる業務（特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号。以下「通信・放送開発法」という。）第六条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に限る。）（以下「特定業務」という。）を除く。）に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 機構法第十四条第一項第一号に掲げる情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発に関する事項</p> <p>二 機構法第十四条第一項第二号に掲げる宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るものの実施に関する事項</p> <p>三 機構法第十四条第一項第三号に掲げる周波数標準値の設定、標準電波の発射及び標準時の通報に関する事項</p> <p>四 機構法第十四条第一項第四号に掲げる電波の伝わり方についてその観測、予報及び異常に関する警報の送信並びにその他の通</p>	<p>（業務方法書の記載事項）</p> <p>第一条の三 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 （同上）</p> <p>三 （同上）</p> <p>四 機構法第十四条第一項第四号に掲げる電波の伝わり方についての観測、予報及び異常に関する警報の送信並びにその他の通報に</p>

報に関する事項

五 機構法第十四条第一項第五号に掲げる無線設備（高周波利用設備を含む。）の機器の試験及び校正に関する事項

六 機構法第十四条第一項第六号に掲げる技術の調査、研究及び開発に関する事項

七 機構法第十四条第一項第七号に掲げるサイバーセキュリティに関する演習その他の訓練に関する事項

八 機構法第十四条第一項第八号に掲げる成果の普及に関する事項

九 機構法第十四条第一項第九号に掲げる高度通信・放送研究開発を行うために必要な相当の規模の施設及び設備を整備してこれを高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供することに関する事項

十 機構法第十四条第一項第十号に掲げる高度通信・放送研究開発のうち、その成果を用いた役務の提供又は役務の提供の方式の改善により新たな通信・放送事業分野の開拓に資するものの実施に必要な資金に充てるための助成金の交付に関する事項

十一 機構法第十四条第一項第十一号に掲げる高度通信・放送研究開発に関する研究者の海外からの招へいに関する事項

十二 機構法第十四条第一項第十二号に掲げる情報の円滑な流通の促進に寄与する通信・放送事業分野に関する情報の収集、調査及び研究並びにその成果の提供並びに照会及び相談への対応に関する事項

十三 機構法第十四条第一項第十三号に掲げる附帯する業務に関する事項

関する事項

五 （同上）

六 （同上）

七 機構法第十四条第一項第七号に掲げる成果の普及に関する事項

八 機構法第十四条第一項第八号に掲げる高度通信・放送研究開発を行うために必要な相当の規模の施設及び設備を整備してこれを高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供することに関する事項

九 機構法第十四条第一項第九号に掲げる高度通信・放送研究開発のうち、その成果を用いた役務の提供又は役務の提供の方式の改善により新たな通信・放送事業分野の開拓に資するものの実施に必要な資金に充てるための助成金の交付に関する事項

十 機構法第十四条第一項第十号に掲げる高度通信・放送研究開発に関する研究者の海外からの招へいに関する事項

十一 機構法第十四条第一項第十一号に掲げる情報の円滑な流通の促進に寄与する通信・放送事業分野に関する情報の収集、調査及び研究並びにその成果の提供並びに照会及び相談への対応に関する事項

十二 機構法第十四条第一項第十二号に掲げる附帯する業務に関する事項

る事項	る事項
十四 機構法第十四条第二項第二号に掲げる基盤技術研究円滑化法 (昭和六十年法律第六十五号) 第七条に規定する業務に関する事項	十三 (同上)
十五 機構法第十四条第二項第三号に掲げる通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律(平成十三年法律第四十四号) 第四条に規定する業務に関する事項	十四 (同上)
十六 機構法第十四条第二項第四号に掲げる業務(通信・放送開発法第六条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。)に関する事項	十五 (同上)
十七 機構法第十四条第二項第五号に掲げる身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成五年法律第五十四号) 第四条に規定する業務に関する事項	十六 (同上)
十八 業務委託の基準	十七 (同上)
十九 競争入札その他契約に関する基本的事項	十八 (同上)
二十 電波法関係手数料令(昭和三十三年政令第三百七号) 第二十条に規定する手数料の納付方法	十九 (同上)
二十一 その他機構の業務の執行に関して必要な事項	二十 (同上)
附則	附則
(業務方法書の記載事項に関する経過措置)	(業務方法書の記載事項に関する経過措置)
第二条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条の三各号に掲げるもののほか、	第二条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条の三各号に掲げるもののほか、

機構法附則第九条第一項及び同条第二項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）に関する事項とする。

（業務方法書の記載事項等の特例）

第三条 機構法附則第九条第二項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）が行われる場合には、第一条の三中「特定業務」という。（）とあるのは「特定業務」という。（）並びに機構法附則第九条第二項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）と、第二条から第六条までの規定中「特定業務」とあるのは「特定業務及び機構法附則第九条第二項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）」とする。

機構法附則第九条第一項に規定する業務に関する事項とする。

（業務方法書の記載事項等の特例）

第三条 機構法附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六条第一項に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）が行われる場合には、第一条の三中「特定業務」という。（）とあるのは「特定業務」という。（）及び機構法附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）と、第二条から第六条までの規定中「特定業務」とあるのは「特定業務及び機構法附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）」とする。

○国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （会計の原則等の特例）</p> <p>第三条 機構法附則第九条第二項に規定する業務（特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）が行われる場合には、第一条第一項中「（平成二年法律第三十五号）」とあるのは「（平成二年法律第三十五号。以下この条から第十六条までにおいて「通信・放送開発法」という。）」と、「通信・放送開発金融関連業務」という。）とあるのは「通信・放送開発金融関連業務」という。）及び機構法附則第九条第二項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）と、第三条から第十六条までの規定中「通信・放送開発金融関連業務」とあるのは「通信・放送開発金融関連業務及び機構法附則第九条第二項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）とする。」とする。</p>	<p>附則 （会計の原則等の特例）</p> <p>第三条 機構法附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六条第一項に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）が行われる場合には、第一条第一項中「通信・放送開発金融関連業務」という。）とあるのは「通信・放送開発金融関連業務」という。）及び機構法附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）と、第三条から第十六条までの規定中「通信・放送開発金融関連業務」とあるのは「通信・放送開発金融関連業務及び機構法附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第一項に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）とする。」とする。</p>

○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表 （第三条関係）		別表 （第三条関係）	
(略)	法令名 特定通信・放送開発事業実施円滑化 法（平成二年法律第三十五号）	(略)	法令名 電気通信基盤充実臨時措置法（平成 三年法律第二十七号） 特定通信・放送開発事業実施円滑化 法（平成二年法律第三十五号）
(略)	条項 第四条第一項	(略)	条項 第四条第一項